

## 関係条例等 目次

1	白河市附属機関等の設置及び運営に関する指針	・・・ 1
2	白河市附属機関等の会議公開要領	・・・ 4
3	白河市文化芸術推進条例	・・・ 7
4	白河市文化芸術推進条例施行規則	・・・ 10
5	白河市ふるさと文化振興基金条例	・・・ 12
6	白河市ふるさと文化振興基金の活用に関する規則	・・・ 13
7	白河市文化振興事業補助金交付要綱	・・・ 14



## 白河市附属機関等の設置及び運営に関する指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正及び透明性を確保するとともに、効率的な行政の推進を図るため、附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査を行うため、法律又は条例の定めるところにより市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇談会等」とは、有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により市が設置する機関をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 市職員のみを構成員とするもの
- (2) 関係機関との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの

### (附属機関等の設置)

第3条 附属機関等は、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関等と設置目的が類似しない場合又は所掌事項が重複しない場合
  - (2) 所掌事項について、市民、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聞くだけでは不十分であると認められる場合
- 2 懇談会等の設置の際には、その名称には、審議会、審査会、調査会等附属機関と紛らわしい名称は用いないものとする。

### (委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関等の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委員の定数は、法令に特別の定めのあるものを除き、原則として10人以内とし、必要最小限にすること。
- (2) 委員は、当該選任時の年度末現在で、原則75歳に達していない者から選任すること。また、できるだけ幅広い世代の意見を集約することから、年齢構成のバランスを考慮して選任すること。
- (3) 委員の在任期間は、同一附属機関等において、特に必要がある場合を除き、通算10年を超えないこと。
- (4) 委員を選任する場合は、女性委員の構成比率は30パーセント以上になるよう努めること。
- (5) 法令に規定されている場合その他特に必要がある場合を除き、市議会議員、行政委員会の委員及び常勤の市職員を委員に選任しないこと。

(6) 原則として同一人を複数の附属機関等の委員に選任しないこと。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、1人につき3以内の附属機関等の委員への選任を限度とすること。

(7) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は20パーセント以上を目標とすること。ただし、次に掲げる附属機関等に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。

ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの

イ 行政処分に係る審議を行うもの

ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの

エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの

オ その他附属機関等の設置目的、所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

(委員の報酬等)

第5条 附属機関の委員については、白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の規定に基づき、報酬を支給するものとする。

2 懇談会等の委員については、謝金として報償費を支給することとし、その金額は会議出席に要するガソリン代、交通費として、日当（白河市職員等の旅費に関する条例（平成17年白河市条例第48号）に定める日当）に相当する額とするものとする。

(附属機関等の運営)

第6条 附属機関等の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的な運営に努めること。

(1) 附属機関等の会議の開催に当たっては、委員が出席しやすい日程を設定すること。

(2) 会議の開催に当たっては、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、その他必要な事項を事前に公表するよう努めること。

(3) 附属機関等の審議事項については、会議開催日前に資料を委員に送付すること。

(4) 附属機関等の会議は、公開することを原則とすること。ただし、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(委員の選任に関する合議)

第7条 この指針を実効あるものとするため、新たに附属機関等を設置する場合、又は既に設置されている附属機関等を廃止若しくは統合する場合には、総務課長に合議するものとする。

2 附属機関等の委員を選任（再任の場合を含む。）するときは、総務課長に合議するものとする。

3 総務課長は、附属機関等の委員の選任状況を把握し、この指針の円滑な運用に係る情報提供を行うものとする。

(附属機関等の見直し)

第8条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素、効率化の見地から統合が望ましいもの

#### 附 則

- 1 この指針は、平成19年7月1日から適用する。
- 2 委員の選任については、この指針の適用の日において、現に附属機関等の委員である者は、当該委員の任期が終了するまでの間は、この指針は適用しない。
- 3 懇談会等の委員の報償については、現に懇談会等の委員であり、当該委員の任期が平成20年度以後であるものについては、平成20年度から適用するものとし、平成19年度については、従前の例によるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、懇談会等の委員の報償について、当該委員の任期が異なる場合の取扱いについては、平成19年度中に任期が満了する委員があったとしても、新たに又は引き続き委員となったものの報償費の支給は、平成20年度から適用するものとし、平成19年度については、従前の例によるものとする。

## 白河市附属機関等の会議公開要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、白河市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成19年5月2日市長決裁）第6条第4号の規定に基づく附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。

2 附属機関等は、会議の全部又は一部を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

### (公開の方法)

第3条 前条第1項の規定により附属機関等が会議の公開を決定したときは、会議の傍聴を希望する者に対し、その旨を明示して行うものとする。

2 会議の傍聴を認める場合は、あらかじめ傍聴者の定員を定め、傍聴席として所定の場所を設けるものとする。

3 附属機関等は、傍聴要領例（別記様式）を参考に傍聴要領を定め、これを掲示又は配布すること等により会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

### (傍聴者の決定)

第4条 附属機関等は会議の開催日の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから、先着順に傍聴者を決定するものとする。

2 附属機関等は傍聴を希望する者が多数いるなど、当日の先着順によると会場が混乱するおそれ等があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、くじ等の方法により傍聴者を決定することができる。

### (会議資料の提供)

第6条 会議を公開するときは、傍聴者に対し会議資料を提供するものとする。

### (会議開催の周知の方法)

第7条 附属機関等の所管課等は、会議の開催について周知する場合、当該会議開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項を記載した内容を広報紙又は市ホームページに掲載し、若しくは白河市公告式条例（平成17年白河市条例第3条）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等周知が困難と認められるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 会議の議題

(3) 開催日時

- (4) 開催場所
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
- (7) 傍聴者の定員
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成)

第8条 附属機関等の長は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後、会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録の作成にあたっては、録音機器による収録等の方法によって逐語記録又は要点記録により調製するものとする。
- 3 録音機器により収録した場合は、会議録を調製した後は録音内容を消去する。
- 4 会議録の発言者の記載は、「会長」、「委員」又は「事務局員」等の職名によるものとする。ただし、発言者から会議録にその氏名を記録したい旨の申し出があった場合は、この限りでない。

(会議録の公表)

第9条 会議録は、当該附属機関等の長の確認を受けた後、公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録のうち、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）第7条に規定する非公開情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。

- 2 会議録の公表は、所管課等の窓口での閲覧により行うものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 会議の公開について法令又は条例若しくは規則等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

## 傍聴要領例

白河市〇〇〇審議会

### 1. 傍聴する場合の手続

- (1) 白河市〇〇〇審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、議長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従い会議の会場へ入場し、所定の場所に着席してください。

### 2. 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、携帯電話、ポケットベルなどの電源を切り、静かに傍聴してください。また、会議に関する発言、拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないでください。
- (2) 飲食、喫煙等をしないでください。
- (3) 議長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (4) 会議場において、貼り紙、ビラ、プラカード、のぼり等の持ち込みやはちまき、腕章等の着用をしないでください。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないでください。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席していただきます。

### 3. 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従うこと。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただく場合があります。

### 4. その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。



# 白河市文化芸術推進条例

平成29年3月22日条例第14号

## (目的)

第1条 この条例は、本市における文化芸術に関する施策についての基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を担う人材が育成されるとともに、文化芸術活動の促進が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が市民の財産として保護され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人ひとりの価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られなければならない。

## (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策の体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的

に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に努めるものとする。

2 市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

#### (文化芸術活動を行う団体の役割)

第5条 文化芸術活動を行う団体は、地域社会を構成する一員として、自主的な文化芸術活動を行うとともに市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

#### (基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、文化芸術に関する施策を推進するための基本的な方向性その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術推進審議会)

第7条 基本計画その他の本市における文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、白河市文化芸術推進審議会を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 白河市文化芸術推進条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、白河市文化芸術推進条例（平成29年白河市条例第14号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議会の組織)

第2条 条例第7条に規定する白河市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の文化芸術活動を行う団体等から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (審議会の委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (審議会の会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (審議会の会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室文化振興課において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 白河市ふるさと文化振興基金条例

平成 17 年 11 月 7 日  
条例第 62 号

### (設置)

第 1 条 市民総ぐるみの文化の振興に要する資金を積み立てるため、白河市ふるさと文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算の定める額とする。

### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に定める目的のため必要があると認めるときは、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、合併前の白河市ふるさと文化振興基金条例(昭和 62 年白河市条例第 5 号)に基づく基金に属していた現金その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

# 白河市ふるさと文化振興基金の活用に関する規則

平成29年4月1日  
規則第24号

## (趣旨)

第1条 この規則は、市民総ぐるみの文化の振興のため、白河市ふるさと文化振興基金条例（平成17年白河市条例第62号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づく、白河市ふるさと文化振興基金（以下「基金」という。）の活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象事業)

第2条 基金の活用の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 文化活動の成果を広く市民に発表する事業
- (2) 県内外で行われる発表会等へ参加する事業
- (3) 文化財の保護に関する事業
- (4) 施設の整備等、文化環境の整備に関する事業
- (5) 文化芸術育成に関する事業
- (6) その他文化の振興に関し市長が必要と認める事業

## (帳簿等による整理)

第3条 基金管理者は、基金の活用額等について、第2条各号に定める区分毎に整理しておかなければならない。

## (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、基金の活用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

# 白河市文化振興事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市ふるさと文化振興基金の活用に関する規則(平成29年規則第24号。以下「規則」という。)の規定に基づき、白河市ふるさと文化振興基金を原資として、白河市文化振興事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、白河市補助金等交付規則(平成17年白河市規則第39号。以下「補助規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付要件)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人又は団体に対して交付するものとする。

- (1) 市に住所又は活動の本拠を有する者であること。
- (2) 団体にあつては、次の実体を有するものであること。
  - ア 一定の規約を有すること。
  - イ 代表者及び所在地が明らかであること。
  - ウ 会計管理が適正になされていること。
  - エ 一定の活動実績があること、又はその見込みがあること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 特定団体の宣伝、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、内容、対象経費、補助率及び限度額については、別表のとおりとする。

(交付申請の期限)

第4条 補助規則第5条に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を実施する年度の5月末日までとする。ただし、当該補助対象事業を6月1日から翌年3月末日までの間に実施する場合は、当該補助対象事業を実施する年度の9月末日とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、別表に規定する発表会等参加事業のうち申請期日までに決定しない事業については、当該事業を実施する30日前とすることができる。

(着手届及び完了届の省略)

第5条 補助規則第14条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は要しないものとする。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助規則第22条の規定により、補助金及び補助の対象となった経費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



別表（第3条関係）

補助事業名	事業内容	補助対象経費	補助の額	補助限度額
1 成果発表事業（規則第2条第1号に定める事業）	日頃の活動の成果を発表する事業（出版物を含む。）で、5年以上の間隔をもって行われる記念行事であること（内容及び規模において通例の事業をしのぐものであること。）。	報償費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳費、使用料及び賃借料	補助対象経費の2分の1以内の定額（ただし、自己資金額を超えないものとする。）	(1) 団体の場合 300,000円以内 (2) 個人の場合 150,000円以内
2 発表会等参加事業（規則第2条第2号に定める事業）	(1) 県内外での発表会等へ、県代表以上の資格またはそれに準ずる資格で出場、出品する場合 (2) 国内外の公的機関から招へいされ出場または出品する場合	旅費、通信運搬費	補助対象経費の3分の1以内の定額（ただし、自己資金額を超えないものとする。）	(1) 出場の場合 ア 県内 50,000円以内 イ 東北・関東地区内 100,000円以内 ウ 上記以外の国内 150,000円以内 エ 国外 300,000円以内 (2) 出品の場合 50,000円以内
	(3) 白河市出身の個人が全国大会に出場する場合	激励金	定額	5,000円
3 文化財保護事業（規則第2条第3号に定める事業）	白河市文化財保護審議会において承認をされた文化財（指定文化財を除く。）の保護	事業に要する経費	2分の1以内の定額	(1) 有形文化財 500,000円以内 (2) 無形文化財 300,000円以内
4 文化環境整備事業（規則第2条第4号に定める事業）	文化施設整備	事業に要する経費	予算の範囲内	予算の範囲内
5 文化芸術育成事業（規則第2条第5号に定める事業）	(1) 新規に文化活動を行う団体による、地域活性化につながる優れた事業 (2) 次世代育成事業 (3) 文化力強化事業 (4) 文化交流事業	報償費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳費、使用料及び賃借料	補助対象経費の2分の1以内の定額（ただし、自己資金額を超えないものとする。）	(1) 団体の場合 1,000,000円以内 (2) 個人の場合 500,000円以内
6 その他市長が必要と認める事業（規則第2条第6号に定める事業）	文化振興に著しく寄与すると認められる事業	事業に要する経費	予算の範囲内	予算の範囲内

## 備考

- 1 同一個人又は団体に対する補助金の交付は年1回とする。
- 2 成果発表事業及び発表会等参加事業については、次の要件を満たすものを対象とする。

- (1) 5年以上の活動実績があること。（白河市出身の個人が全国大会に出場する場合を除く）
- (2) 団体にあつては、構成員の過半数以上が市に住所を有し、かつ10名以上で組織されていること。